平成２２年（フ）第４４７号
兵庫県姫路市飾磨区英賀清水町１丁目37番地ロイヤルオーク英賀保602
債務者　西門　幸代
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７４１号
広島市東区上大須賀町14番16号
債務者　野久保昌三
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９０４号
広島市東区矢賀新町２丁目３番34号
債務者　木村　秀子（旧姓池本）
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２０号
愛媛県松山市余戸南４丁目７―15　カサグランデかまたＣ棟301号室
債務者　宇都宮康男
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３２６号
愛媛県松山市古川南２丁目１番25号　レオパレス21古川207号
債務者　寺下　友徳
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第６７号
福岡県飯塚市桑曲408番地
債務者　山口　　瞳
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第８９号
福岡県飯塚市相田307番地14県住２―604、前住所福岡県飯塚市相田279番地４
債務者　安永　孝子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第７０号
福岡県久留米市東櫛原町869番地
債務者　奥田　伸彦
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２３１号
福岡県久留米市諏訪野町2346番地１　ビブレマンション諏訪野1001号
債務者　岸下　寿実
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２５０号
福岡県久留米市中央町29番地15　ライオンズマンション中央町304号
債務者　石橋　洋子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４６５号
北九州市小倉北区緑ケ丘１丁目７番10―103号
債務者　村元真由美
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６１９号
北九州市八幡西区青山２丁目７番14―408号
債務者　上田　美穂
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１５号
長崎県壱岐市郷ノ浦町麦谷触1030番地、旧住所長崎県壱岐市郷ノ浦町渡良南触848番地１
債務者　竹田　秀美（旧姓北村）
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２２年（フ）第１６号
長崎県壱岐市勝本町北触1341番地
債務者　長山　優子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２２年（フ）第３６５号
鹿児島県鹿児島市明和４丁目10番４―13号
債務者　市来　芽里
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３７２号
鹿児島県鹿児島市唐湊３丁目15番15―101号
債務者　相良満寸美
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３７４号
鹿児島県鹿児島市原良町2155番地３　有村アパート101号
債務者　盛田のぞみ
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係